宮の森緑地北地区地区計画の決定について



1 都市計画の内容

地区計画の決定

・位置:札幌市中央区宮の森2条11丁目、3条10丁目・11丁目、4条10丁目の

各一部

·面積:3.7ha

2 経緯

- ・平成16年11月、現在の住環境を保全するため、地区計画策定の都市計画提案を目標とした「宮の森の環境を守る会」(以下守る会)が周辺住民により発足。
- ・平成18年2月~4月、守る会による区域内土地所有者へのアンケート調査、合意 形成。
- ・平成18年5月18日、札幌市へ計画提案書を提出。

3 理由

都市計画法第21条の2による都市計画の提案を受け、この提案内容が札幌市都市計画マスタープランの内容に即しており、周辺環境との調和も図られるものであることから、都市計画の決定を行う。

4 地区整備計画の概要

原則として区域内の建築物の高さの最高限度を15mと定める。(例外規定あり)

(参考)

都市計画提案制度

地域のまちづくりを進めるにあたって、必要とする都市計画の決定や変更を土地の所有者などが提案できる制度。